

屋久島町制施行10周年記念ロゴマーク

屋久島町町制施行10周年を機に、屋久島の魅力を広く発信し、多くの皆さまとともに
お祝いするためロゴマークを作成しました。



■ロゴマークのデザインコンセプト

発信!くすっと笑える屋久島町!

屋久島に行くと出会えるもの、もしくは住民の方が慣れ親しんでいるものをロ
ゴデザインに!

〈上段は屋久島の陸地の自然をイメージ〉

Yは屋久杉

Aはさる

Kはしか

Uはエラブオオコウモリ

〈下段は屋久島の水に関する事物と町民をイメージ〉

Sは屋久島を取り囲む海

Hは屋久島の雨、

Iはサバ

MとAは町民が手を取り合って暮らす姿を表わしています。

祝の字が入る太陽の下には、タンカン、Aの女の子の頭に飾っている花はヤク
シマシャクナゲです。townの字が入るのは横からみた屋久島町です。

※背後の吹きだしは、こんなに楽しいものがあるんだよと、島から声を上げて
発信していくという意味を込めています。

「屋久島らしいと感じてもらえる仕掛けを多く取りこみ、じっくり見るとくす
っと笑える楽しいロゴを目指しました。」

■活用方法

町制施行10周年という記念すべき年を、多くの皆さまとともにお祝いするため、町民活動におけるポスター、パンフレット、記念品など、さまざまなものに活用していただくことができます。

■使用にあたっての注意(デザインの禁止事項等)

- (1) 上記のオリジナルデザインを変更しないこと
- (2) オリジナルカラー、モノクロで使用する
- (3) 縦横の比率を変更しないこと(比率変更なしの拡大・縮小は可)

■使用にあたっての注意

こちらのサイトからのダウンロードにより、自由にご使用いただけますが、次の事項にご注意ください。

- (1) 町制10周年記念事業の趣旨を逸脱して使用しないこと
 - (2) 本町の信用や品位を損なうような使用をしないこと
 - (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しないこと
 - (4) 使用者が作成した制作物を自己のものとして、商標または意匠として使用しないこと
- ※その他、著しく不相当と認められる場合は、使用を制限します。

■その他

権利の帰属 ロゴマークについての一切の権利は、本町に帰属します。

※上記に記載のない事項については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 企画調整課 広報係

TEL0997・43・5900 FAX0997・43・5905